

公共施設の使用料の見直し案に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

募集期間：令和3年12月6日～令和3年12月20日

提出された意見書20件（意見数 39 件）

1 見直し全般に関する意見		28 件	
① 妥当とする意見		8 件	
意見の概要	市の考え方	反映の有無	
<ul style="list-style-type: none"> ・見直しはやむを得ない。 ・大幅な見直しが無いので支障がないと思われます。 ・持込電気器具使用料の改定案に賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正の趣旨をご理解いただいているものと考えます。 	無	
② 反対とする意見		5 件	
意見の概要	市の考え方	反映の有無	
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナにより利用が減少しており、利用を増やすことが先決である。また、施設の老朽化が進み、利用者は不便に感じていることから、使用料は据置とすべき。 ・使用料が高くなると、事業の企画も難しくなり活動に影響が出ると思う。 ・使用料の値上げにより活動に影響がでるため、現状維持を検討してください。 ・使用料を上げると、利用回数を減らさざるを得ない。 ・健康づくり、地域活性化にもマイナスとなる。 ・値上げにより利用をやめたり、回数を減らすことは、健康づくりにも地域活性化にもならないと思う。 ・手頃な価格なので利用している。高齢化社会において市民にやさしい料金にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を今後も維持管理していくためには財源を確保する必要があり、利用者（受益者）から適正な負担（使用料）をいただく必要があると考えます。 ・使用料の設定にあたっては、統一的な方法で算出した施設の維持管理費を明らかにし、市内外の類似施設と比較するなど、総合的に判断しております。 ・このような改正の趣旨をご理解いただけるよう努めてまいります。 	無	
③ 見直しの手法に関する意見（使用料の設定）		6 件	
意見の概要	市の考え方	反映の有無	
見直し案-2 基本的な考え方 (4) 急激な負担増への配慮 「また、現行の使用料額において、類似する利用形態における異なる使用料額…」	<ul style="list-style-type: none"> ・意味が分かり難い。具体例を挙げるなど説明が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の見直しをお知らせする際は、別途、具体例を挙げた分かりやすい資料を追加するなど、利用者の皆様に理解していただけるよう努めてまいります。 	有
資料(2)貸室類型ごとの使用料改定案 13 体育館の使用料改定案 資料(3)施設ごとの使用料改定案 磐清水市民センター体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料が3倍増になると、利用の抑制になりかねない。 ・地区民の健康増進と福祉向上のため、見直しを2倍の料金に抑えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスを提供するための経費は、市民の皆様から「納税」という形で広く負担をいただいておりますが、施設の使用料については、「受益者負担」の原則に基づき、利用する方から負担いただいております。 ・使用料は、施設の維持管理費に充てられるものですが、不足が生じた場合は税金で賄うこととなります。その不足分については、施設を利用するしないに関わらず市民全体で負担することになり、市民負担の公平性を考えた場合、利用者（受益者）から適正な負担をいただく必要があると考えます。 ・使用料の設定にあたっては、統一的な方法で算出した施設の維持管理費を明らかにし、市内外の類似施設と比較するなど、総合的に判断しております。 ・現行の使用料では、利用形態及び面積が同じ貸室（会議室、体育館等）でも、スポーツ施設と集会施設では使用料が異なる場合があります。類似施設において、公平性のある使用料とするために統一を図ろうとするものです。 	無

公共施設の使用料の見直し案に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見の概要		市の考え方	反映の有無
資料(3)施設ごとの使用料改定案 花泉地区の体育館(永井市民センターほか)	<ul style="list-style-type: none"> 改定案では一律200円となっているが、一関地域の市民センターと比較すると面積がかなり広い。 市民に不公平感を与えないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館は、施設によって平均維持管理経費に差があることから、 <ol style="list-style-type: none"> ①体育館または体育館がメインの施設 ②集会施設に併設された施設 ③閉校等による再利用系の施設体育館 ④冷暖房完備の総合的な施設 の4つの区分を設定し、区分ごとに改定案の額を算出しています。 永井市民センターを含む花泉地区の体育館は③に分類され、一関地域の、笹谷・山谷などの分館の体育館も③に分類されます。③に分類される体育館は現状のまま使用し、大規模改修が想定されない施設です。 一方、山目・中里などの市民センター体育館は②に分類され、平均維持管理経費の違いから、200㎡ごとに1時間200円(下限400円、上限600円)という改定案としたものです。 	無
資料(3)施設ごとの使用料改定案	<ul style="list-style-type: none"> 築年数も改修の状況も異なるのに、面積と貸室類型で使用料が設定されていることに疑問を感じる。 新しい施設や設備が充実した施設に利用が偏るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的(集会室や体育館等)及び面積が同じ部屋については、同じ料金に統一しております。 築年数や設備等の差はその時々で施設ごとに変わるものであり、最寄りの公共施設を同じ料金で利用できるよう、築年数や設備の有無による差はつけないこととしました。 	無
全般	<ul style="list-style-type: none"> 統一した考え方ではなく、利用人数や時間等を加味してほしい。 年金生活なので、なるべくお金がかからないよう配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承ります。 	無

④ 見直しの手法に関する意見(児童・学生・団体利用等の割引)

3件

意見の概要		市の考え方	反映の有無
見直し案-4その他使用料の取扱い (1)児童・学生・団体利用等における割引	<ul style="list-style-type: none"> 高校生の割引率は確定値とし、0%は無くすべき。 団体・会員・回数券等の割引率は、確定値とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し案で示したとおり、児童・学生・団体利用等における割引きについては、施設の性質に応じて検討することとしております。 今回の見直しでは、施設の種類の多岐に渡ることから、各施設の性質において柔軟に設定できるよう、原則とする割引率を示したところです。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児と小中学生から使用料を徴収する理由と目的を説明してほしい。 小中学生が、安心して勉強や集まれる場としての市民センターの利用方法も検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料は施設利用の対価として設定するものであり、原則「受益者負担」とするものです。 市では、児童、学生については施設の目的や性質によって、大人(一般)より低額な使用料を設定しているところです。 ご意見として承ります。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率に幅があり、基準が分からない。 団体、会員、回数券等とはすべての公共施設に該当するものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しでは、施設の種類の多岐に渡ることから、各施設の性質において柔軟に設定できるよう、原則とする割引率を示したところです。 団体、会員、回数券等は、施設の利用目的や利用形態により必要に応じて設定するものです。 	無

公共施設の使用料の見直し案に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

⑤ 見直しの手法に関する意見(市外利用者の割増し)

4 件

意見の概要		市の考え方	反映の有無
見直し案-4その他使用料の取扱い (2)市外の利用者における割増し 一関市サッカー・ラグビー場	<ul style="list-style-type: none"> 施設予約をインターネットで行う場合、先着順となるため市内の団体が使用できないことがある。 市外利用者の割増しはしないとあるが、使用料に差をつけて市内の団体が優先的に利用できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市外利用者の使用料については、①著しく市民の利用環境が悪化している状況ではないと思われること。②交流人口の拡大に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、設定を見送ったところです。 引き続き、市外利用者の利用状況を注視し、状況に応じて、市民の利用環境を確保する手段を検討してまいります。 	無
見直し案-4その他使用料の取扱い (2)市外の利用者における割増し	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の利用は市民が前提であるため、市外利用者の使用料の割増し設定を行うべき。 市外の団体に割増使用料を設定してはどうか。 市外利用の場合、割増しが適用されてもいいのではないか。 		

⑥ 見直しの手法に関する意見(営利等での利用の割増し)

2 件

意見の概要		市の考え方	反映の有無
見直し案-4その他使用料の取扱い (2)営利等での利用における割増し	<ul style="list-style-type: none"> 営利目的の場合、通常使用料の10倍となると営利目的での利用はなくなるのではないか。 「営利」についても解釈が異なるため不明なところがある。明確な説明がほしい。 営利の解釈を明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 営利利用については、通常使用料の10倍以内(10倍を上限とする)を原則とし、利用目的に応じて施設ごとに割増し料金を設定することとしており、割増しの考え方は、現行どおりで変更はないものです。 営利の解釈については、一関市公の施設の使用料等に関する取扱基準において「その事業内容を十分に考慮し、結果的にその行為が営利事業になるかで判断する」としております。その判断が難しい場合は、施設または施設の所管課に問い合わせ願います。 	無

2 個別施設(貸室)に関する意見

4 件

意見の概要		市の考え方	反映の有無
資料(3)施設ごとの使用料改定案 東山多目的グラウンド 川崎運動広場グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 夜間照明設備の半面点灯の料金が設定されていないが、必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 東山多目的グラウンド、川崎運動広場の夜間照明設備は2分割しての使用が可能などから、ご意見のとおり「半面点灯」の項目を追加いたします。 	有
資料(3)施設ごとの使用料改定案 田河津市民センター体育館	<ul style="list-style-type: none"> 閉校となった小学校の体育館であり、③閉校等での再利用系の施設一律200円に該当するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、見直しいたします。 	有
資料(3)施設ごとの使用料改定案 中里市民センター陶芸窯	<ul style="list-style-type: none"> 陶芸窯の使用料が設定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 陶芸窯の利用にあたっては、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充いただくこととしていることから、定額の使用料は設定しないものです。 	無
資料(3)施設ごとの使用料改定案 東山多目的グラウンド 東山テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 設定単位が1時間と記載されているが、1面1時間と記載したほうが分かりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例では「1面1時間」と定めておりますが、資料(3)の単位が統一されておりませんでした。ご意見のとおり、訂正いたします。 	有

公共施設の使用料の見直し案に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

3 使用料の減免に関する意見		3 件	
意見の概要	市の考え方	反映の有無	
見直し案-2 基本的な考え方 (3)減免規則等の見直し	・社会教育関係団体が利用する際の使用料の減免は必要だと思う。	・減免規則等の「経過措置(激変緩和措置)」は、今回の使用料改定に伴い廃止するものですが、規定されている利用区分、減免割合等は現行どおりで変わりありません。	無
	・高齢者の団体の利用については、児童、学生と同様に減免にすべきである。	・使用料が減免となる利用内容等は規定されており、老人クラブ等も活動内容により減免の対象となります。	無
	・市が大会誘致を推進していることから、支援の一環として使用料の減免を積極的に取り入れるべきである。	・ご意見として承ります。 ・大会などの開催支援については、使用料の減免以外の方策についても検討してまいります。	無
4 その他、要望等		4 件	
意見の概要	市の考え方		
見直し案-3 使用料設定の考え方 (5)特別使用料	・放送設備は使用料を徴収するべきではない。	・放送機器類などについても施設と同様に維持管理経費がかかることから、利用者に応分の負担を求めるものです。	
大原体育館の廃止に伴う大原地区への競技場の整備	・施設の改廃等で大原体育館を廃止する計画があるが、代替施設を作ってほしい。 ・学校統合後の体育館などを活用できないか。		
遊休施設の活用	・遊休施設の有効活用を検討願いたい。		
全般	・市民が健康な生活を送り、寿命を延ばし、社会が豊かになるよう、集中改革プランをさらに見直ししてほしい。		